

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正について
藤沢市教育委員会傍聴規則を次のように改正する。

2010年（平成22年）8月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2010年（平成22年）10月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会会議を傍聴するにあたっての規定を整備するため、藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正を行う必要による。

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩 本 育 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会傍聴規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の一部を、次のように改正する。

第2条第1項中「受けたのち、係員の指定する席に着かなければならない」を「受けなければならぬ」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 傍聴人の定員は、予め委員長が定める。

第2条に次の3項を加える。

3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。

4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受けざる者を決定するものとする。

5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。

第3条を次のように改める。

第3条 報道関係者の傍聴については、別に報道関係者席を設けることができる。

第6条を第7条とする。

第5条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。ただし、事前に委員長の許可を受けた場合は、この限りではない。

第5条を第6条とし，第4条を第5条とし，第3条の次に次の1条を加える。

第4条 傍聴人が傍聴席に入場するときは，傍聴券を係員に掲示し，その指示に従い席に着かなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

第8条 傍聴人は，委員長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは，速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は，平成22年10月1日から施行する。

藤沢市教育委員会傍聴規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○藤沢市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 27 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">教委規則第 2 号</p> <p>第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者はすべてこの規則を守らなければならない。</p> <p>第 2 条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を<u>受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>傍聴人の定員は、予め委員長が定める。</u></p> <p>3 <u>傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の 30 分前から 20 分前までとする。</u></p> <p>4 <u>傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第 3 項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。</u></p> <p>第 3 条 <u>報道関係者の傍聴については、別に報道関係者席を設けることができる。</u></p> <p>第 4 条 <u>傍聴人が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に掲示し、その指示に従い席に着かなければならない。</u></p> <p>第 5 条 次に掲げる者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 危険物を持っている者</p> <p>(2) 酒気を帯びている者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が会議の運営上支障があ</p>	<p>○藤沢市教育委員会傍聴規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 27 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">教委規則第 2 号</p> <p>第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者はすべてこの規則を守らなければならない。</p> <p>第 2 条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を<u>受けたのち、係員の指定する席に着かなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員長は、必要に応じ傍聴券の発行を制限することができる。</u></p> <p>第 3 条 <u>傍聴席を分けて一般席及び新聞記者席とすることができる。</u></p> <p>第 4 条 次に掲げる者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 危険物を持っている者</p> <p>(2) 酒気を帯びている者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が会議の運営上支障があ</p>

ると認める者

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙しないこと
- (2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと
- (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。ただし、事前に委員長の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 前4号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと

第7条 委員長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は、委員長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第 号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

ると認める者

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙しないこと
- (2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと

(4) 前3号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと

第6条 委員長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。